

マイカー通勤手当・食事支給に係る非課税限度額の見直し（1/2）

一言解説

物価高への対応として、マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に関して所得税が非課税となる限度額の見直しが行われます。

1. 概要

- (1) マイカー通勤の通勤手当や従業員の食事の支給に係る所得税非課税限度額は、長年据え置かれています。
- (2) 本改正では、物価や燃料費等の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、マイカー通勤の通勤手当や従業員の食事の支給に係る所得税非課税限度額の見直しが行われます。

2. 改正の内容

- (1) マイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額

① 以下のとおり、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当は、通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が引き上げられ、また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額は、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額が上乗せされます。

項目	非課税限度額	
	現行	改正案
マイカー・自転車 通勤者の通勤手当	片道55km以上65km未満	38,700円
	片道65km以上75km未満	45,700円
	片道75km以上85km未満	52,700円
	片道85km以上95km未満	59,600円
	片道95km以上	66,400円
	駐車場利用加算	月額最大5,000円の上乗せ

適用時期

適用時期は本改正案には明記されていないため、留意する必要があります。

留意事項

食事の支給は自己負担額が半額以上である必要があります。

マイカー通勤手当・食事支給に係る非課税限度額の見直し（2/2）

② なお、令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

項目	非課税限度額		
	改正前	改正後（令和7年4月1日以後適用）	
マイカー・自転車通勤者の通勤手当	片道2km未満	全額課税	同左
	片道2km以上10km未満	4,200円	同左
	片道10km以上15km未満	7,100円	7,300円
	片道15km以上25km未満	12,900円	13,500円
	片道25km以上35km未満	18,700円	19,700円
	片道35km以上45km未満	24,400円	25,900円
	片道45km以上55km未満	28,000円	32,300円
	片道55km以上	31,600円	38,700円

（2）従業員の食事支給等に係る所得税非課税限度額

以下のとおり、所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が引き上げられ、また、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、非課税とされる1回の支給額が引き上げられます。

項目	非課税限度額	
	現行	改正案
使用者からの食事の支給により受けける経済的利益	月額3,500円（※）	月額 7,500円 （※）
深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭	1回300円（※）	1回 650円 （※）

（※）役員や使用人に食事を支給した場合において、使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が非課税限度額以下であるかどうかの判定は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額をもって行います。